

「県産品振興戦略実践プロジェクト（ふくしま応援シェフ活用事業）」
業務委託に関する仕様書（案）

1 目的

「ふくしま応援シェフ」(※) 制度を活用した情報発信及び県産食材の活用により、消費者に県産食材の魅力をより一層伝え、更なる消費者の理解促進及び地産地消を図る。

※「ふくしま応援シェフ」の概要については以下のとおり。

(1) 応援シェフ登録制度

福島県は、ふくしま応援シェフと福島県産品を活用した食のブランド発信を行うことにより、消費者等への県産品のイメージ向上と愛着の醸成を図り、県産品の風評払拭と購買、消費意欲の向上につなげる。料理のジャンルに関わらず、食材を扱う調理人（料理のジャンルを問わず、料理研究家等も含む）を対象とする。（平成24年度から登録制度開始）

活動内容としては、県産品のイメージ向上につながる啓蒙活動、県産品活用メニューの提供、県産品活用イベントへの出展・メニュー開発への協力等を想定する。

(2) 登録人数

200名

※令和7年2月4日時点

(3) 登録ジャンル

日本料理、フランス料理、イタリア料理、中華料理、パティシエ、その他

(4) 登録方法

福島県県産品振興戦略課ホームページにて募集。シェフから提出された登録申込書を県が確認し、決裁となった後に正式登録とする。

(5) その他

登録者には「木製プレート」を付与する。

2 業務名

県産品振興戦略実践プロジェクト（ふくしま応援シェフ活用事業）業務委託

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)までの期間

4 委託業務内容

以下(1)から(5)の企画内容に係る業務管理（企画立案、実行、情報収集、連絡調整、スケジュール管理等）を実施する。なお、業務全体を統括する事務局を設置、運営し、各業務を一元的に管理すること。各業務の決定にあたって仕様書に記載がないときは、原則として福島県と受託者の協議による。

(1) 食体験イベントの実施について

ア 首都圏において1回、県内において3回、計4回のイベントを開催すること。

実施順については首都圏イベントを先に実施し、県内イベントの集客へ繋げること。

(ア) 首都圏イベント

- ・食材生産者と対話及び産地見学（オンライン可）ができ、応援シェフが提供する料理の食体験を通して福島県産食材の魅力を体感することができるイベントを首都圏で1回実施すること。

- ・イベント企画の具体的な内容は委託事業者と県との協議による。

- ・会場は応援シェフの店舗または貸しレストラン等とする。

- ・首都圏または福島県内在住の応援シェフを3名起用すること。応援シェフの起用にあたっては、集客力がある方とし、イベントで使用する県産食材を3カ月程度継続して応援シェフ店舗にて使い続けるか、その食材の魅力を応援シェフ自身のSNS等を活用して情報発信することを条件とする。

- ・実施に際して、旬の常盤ものの食材提供を行うこと。

- ・使用する県産食材については、一般的に購入ができるものにする。

- ・本イベントの参加者を50名程度集めること。

(イ) 県内イベント

- ・食材産地で生産者との交流及び収穫体験、応援シェフが提供する料理の食体験を通して福島県産食材の魅力を体感することができるイベントを県内で3回実施すること。

- ・会場は生産者の農場や漁場等とし、各回とも異なる会場とする。

- ・各回につき応援シェフを2名起用し、うち1名は首都圏在住の応援シェフとすること（(1)ア(ア)に参加するシェフとの重複可）。応援シェフの起用にあたっては、集客力がある方とし、イベントで使用する県産食材を3カ月程度継続して応援シェフ店舗にて使い続けるか、その食材の魅力を応援シェフ自身のSNS等を活用して情報発信することを条件とする。

- ・実施に際して、旬の常盤ものの食材提供を行うこと。

- ・各回イベントの参加者を20名程度集めること。

- ・使用する県産食材については、一般的に購入ができるものにする。

イ 本事業メインターゲットは福島県民及び首都圏消費者とする。

本事業におけるペルソナ設定を行い、マーケティング戦略を立てること。

戦略に基づいて事業を推進し、必要に応じて戦略を変更するなど、県と協議の上、ブラッシュアップをしながら進めること。

ウ イベントの実施に際し、応援シェフの登録を促し、登録のフォローをすること。

エ イベントに協力していただく生産者及び応援シェフに対して適切なフォローアップ体制を構築し、必要に応じてマッチングを行うこと。

オ イベント参加者より参加費を徴収し、応援シェフ及び食材生産者、食材費への支払いに充当することを可とする。金額については提案し、県と協議の上決定すること。

カ イベントに係る企画、調整、交通、食事、施設見学等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行い、イベント参加者より徴収する参加費以外の全てを本事業費より捻出すること。

キ イベントでは、様子を記録するための写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

ク イベント中の事故へ対応するため、保険への加入等、万全な安全対策を講じること。また、事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等の策定すること。

提案

- ・集客力の高いイベントを提案すること。その際、起用するシェフ及び会場についても実現可能性を考慮しながら併せて提案すること。
- ・イベント参加者より参加費を徴収する場合、参加費及び内訳について可能な範囲で具体的な提案をすること。
- ・消費者に対しイベント趣旨を効果的に伝えるための方法を具体的に提案すること。
- ・県産品について、消費者の継続した購買行動につながる企画を提案すること。

(2) 本事業のプロモーションの実施について

- ア (1) ア (ア) の募集について効果的なメディア発信等を行うこと。
- イ (1) ア (ア) の様子について効果的なメディア発信等を行い、(1) ア (イ) のイベント集客に繋げること。
- ウ イベント参加者以外にも県産食材の魅力や安全性を伝えられるよう工夫すること。
- エ プロモーションによる集客効果についてアンケート等を用いて分析し報告すること。

提案

- ・上記について、低予算かつ広く周知する方法について提案すること。
- ・集客効果について分析方法を提案すること。
- ・イベント参加者以外に向けた本事業の効果的な情報発信方法と内容について提案すること。

(3) 本事業の効果測定の実施について

- ア (1) アにおいて参加者及び応援シェフに都度アンケートを行い、結果を基に、随時事業内容の見直しを行うこと。
- イ (1) ～ (3) アを通して本事業の効果分析を行い報告すること。また、実績報告書の作成に当たっては、本事業の成果を基に次年度事業戦略を盛り込むことこと。

(4) 応援シェフへの現況確認

- ア 1月末までに1度、登録内容の変更等の有無を確認すること。
- イ 登録内容の変更等の有無について2月末までに県へ報告すること。

(5) その他

- ア 必要に応じて、県産品振興戦略課の日本酒関連事業との連携を図ること。

※留意事項

- ・本事業による制作物の著作権は、すべて福島県に帰属することとし、一切のデータ等を県に納品すること。

5 成果品

- (1) 実績報告書 (正副本 1部ずつ)
- (2) その他県が成果品と認める書類・データ等

6 提出書類

委託事業者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 着手届
- イ 総括責任者通知書
- ウ 実施工程表
- エ 業務実施体制図
- オ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

委託事業者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

委託事業者は、本業務の期間において、県との間で随時打合せを行うものとする。また、県は本業務の実施のために必要な協力をする。

9 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

10 契約内容の変更について

仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。契約内容については、県と委託事業者が協議のうえ、定めることとする。